

(令和4年度版)

交付決定番号

申請者氏名

分 類*	工事等の概要とチェック項目	チェック欄	該当項目※1
※ 事前チェック (必須)	※耐震診断 ① 一般診断又は精密診断をしたか。 ② 診断の結果、耐震性が不十分か。	□一般 □精密 □不十分(点)	-
I 屋根の改修 (1)(2)	1 屋根の全てを替えるもの ① 下屋を含め全て(庇等は除外可)の改修か。 ② 右記のいずれかに該当するものか。 瓦屋根に葺き替える場合は、建築基準法の告示基準※2 (昭和46年建設省告示第109号)に適合しているか。 ③ 改修内容を確認した者は。	□全て □非常に重い屋根 → 重い屋根 □告示基準に適合している。 □非常に重い屋根 → 軽い屋根 □重い屋根 → 軽い屋根 □建築関係者が確認	(1)or(2) (1) (2) (1)or(2)
II 壁の改修 (3)	1 壁の補強又は補強壁の設置 ① いづれの壁の補強又は補強壁の設置か。 ② 評点が向上する階及び方向は。 ③ 耐震性の向上が確認できるか。	□1階 X □2階 X □3階 X □1階 Y □2階 Y □3階 Y □1階 X □2階 X □3階 X □1階 Y □2階 Y □3階 Y □建築関係者が確認	(3)
III 床の改修 (4)(5)(6)(7)	1 一の階の上階の床全てを改修(1階床は除く)するもの ①❶ 改修箇所はどこか。 ②❷ 全ての改修となっているか。(吹き抜けは除外可) ③❸ 評点が向上する階は。 ④ 改修前の耐力要素の配置等による低減係数が1.0未満か。 ❹ 耐震性の向上が確認できるか。 ⑤ 右記のいずれかに該当するものか。 (火打ち仕様とする場合1辺4m以上の吹き抜け等がないか。)	□2階床 □3階床 □全て □1階 □2階 □1.0未満(建築関係者が確認) □建築関係者が確認 □構造用合板なし→構造用合板 □火打ちなし→火打ち仕様 □1辺4m以上の吹き抜け等なし	(4)or(5) (5) (4)
※ ①から⑤又は ❶から❹のい ずれかを チェックして ください。	2 屋根構面又は小屋組の水平構面の全てを改修するもの ① 改修箇所はどこか。 ❶ 改修箇所はどこか。 ②❷ 全ての改修となっているか。(吹き抜け等は除外可) ③❸ 評点が向上する階は。 ④ 改修前の耐力要素の配置等による低減係数が1.0未満か。 ❹ 耐震性の向上が確認できるか。 ⑤ 右記のいずれかに該当するものか。 (火打ち仕様とする場合1辺4m以上の吹き抜け等がないか。)	□小屋組水平面 □屋根構面 □全て □1階 □2階 □3階 □1.0未満(建築関係者が確認) □建築関係者が確認 □構造用合板なし→構造用合板 □火打ちなし→火打ち仕様 □1辺4m以上の吹き抜け等なし	(6)or(7) (7) (6)
IV 基礎の改修 (8)	1 基礎を全て改修するもの ① 全ての改修か。 ② 耐震性の向上が確認できるか。 ③ 鉄筋コンクリート基礎(布基礎又はべた基礎)への改修か。	□全て □建築関係者が確認 □無筋コンクリート基礎 →鉄筋コンクリート基礎 □玉石基礎→鉄筋コンクリート基礎	(8)
V 耐震診断等により耐震性向上を確認する改修 (9) (10)	1 耐震診断により耐震性向上が確認できるもの ① 改修前の評点が1.0未満か。 ② 改修前後で評点が向上するか。 ③ 建築関係者により確認したものか。 ④ 劣化度のみの改善を対象外としているか。 2 耐震診断の一部の評価方法により確認できるもの ① 内容の確認ができる別途検討資料があるか。 ② 別添資料は建築士により確認されているか。 ③ 劣化度のみの改善を対象外としているか。	□1.0未満 □向上(事前 点→事後 点) □建築関係者が評価済 □対象外 □ある □建築士・氏名() ・番号() □対象外	(9) (10)

※2 ガイドライン工法(業界団体(社)全日本瓦工事業連盟、全国陶器瓦工業組合連合会、全国厚形スレート組合連合会)が作成した「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」(平成13年8月策定)で示される強風や地震による屋根瓦の脱落被害を防止できる工法)を踏まえて、令和4年1月1日に改正された告示基準のこと

市町村名

上記チェックリスト確認者氏名